

# 大学における e ラーニングを活用した知的財産教育の カリキュラム開発と検討

木村友久\*1・阿濱志保里\*2

Email: t-kimura@yamaguchi-u.ac.jp

\*1: 山口大学 国際総合科学部

\*2: 山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター

◎Key Words 知的財産教育, e ラーニング, カリキュラム開発

## 1. はじめに

山口大学では、2013 年度から「知財教育の全学必修化」を含む体系的知財教育構築に着手して今年度で 3 年目を迎える。本取組の特徴は、学士課程初年次教育に全学必修科目を設定し、それを基礎に接続選択科目を順次整備して全学部生・大学院生を対象に学習段階と専門領域に合せた知財人材教育プログラムの構築を行うことである。現在、教養教育だけでも知財科目 10 科目を開設している。ここでは、技術経営専門職大学院や知財センターの知財人材育成ノウハウも活用して教育方法および教材の開発を行っている。取組のねらいは、①知財知識獲得にはじまり技術経営を志向した知財教育を実施することで学生の知財マインドを涵養すること、②知財教育を通じて自己の学習と実社会との繋がりを実感することで能動的学習を促進すること、③研究開発に際して知財戦略を遂行する能力を養成することであり、その結果として文系理系を問わず知的財産に関する知識やスキルを駆使して社会発展を担う人材を育成することが目的である。なお、ここで扱う知的財産は著作権法から産業財産権法まで広範な領域で規定される客体である。

ここでは、学習カリキュラム開発の基本概念と、当該概念を実現する際に不可避と考えられる e ラーニングを利用したカリキュラムの開発を報告する。

## 2. 研究方法

### 2.1 知的財産教育学習カリキュラムの考え方

従来の知的財産学習カリキュラムの構築は、主として知的財産に関わる法律・経営の専門家が中心に行い、一部に研究開発者の視点による人材育成がなされてきた。即ち、実務で必要とされる法的知識や権利処理手続等の内容を中核とするものが多かった。

一方で、知的財産を国民知として広めるためには、学ぶ側の状況を考慮しつつ体系的な学習カリキュラムを開発する必要がある。本研究では、学修者のこれまでの知的財産に対する意識や状況を示す「学習レディネス（学習準備状況）」を把握しつつ、学修者が当事者意識を持つことができる学習カリキュラムの開発を進めている。学習レディネスに添って、段階的に法的側面と実務的側面と組み合わせながら、アクティブラー

ニングの要素を取り入れつつ少しずつ上階梯の科目に誘導することで、効果的に学習を進めることができる。ここでは、知識項目の要素が多い法的側面の学習内容と法的知識の修得を前提に議論する実務的学習の切り分け、およびそれらの組み込み順の判断が授業成功の重要な要素となる。また、限られた授業時間の制約を前提に考えると法的側面部分の授業要素は、必然的に e ラーニングに移行せざるを得ない。

### 2.2 学習者の知的財産に関する意識

学習カリキュラムの構築を行う際、学修者の学習準備状況及び学習内容の順序性、アカデミックポリシー、学習の発達段階、能力などを考慮する必要がある。ここでは、対象者の知的財産学習を把握するために、学修者のこれまでの知財教育の学習歴に着目した。

2013 年度の全学必修化初年度に知的財産に関する意識調査を行った。調査対象は山口大学に属する 1 年生約 2000 人、調査時期は 2013 年 4 月～2014 年 2 月である。調査では、学修者のこれまでの知的財産に関する教育歴、知的財産に関する学修知識（自己評価）および知的財産に関する興味関心の度合いを聞いている。即ち、知的財産に関する学習歴と知的財産に対する関心を対象とした設問である。知的財産に関する学習歴の結果及び興味関心を図 1(a)(b)に示す。

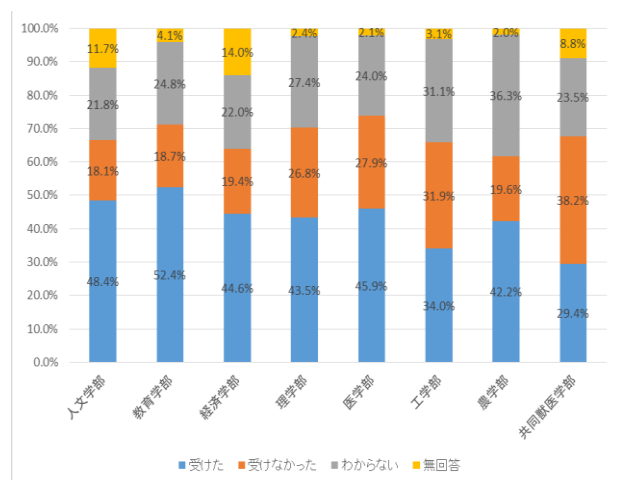


図 1(a) これまでの知的財産に関する受講歴 (学部別)

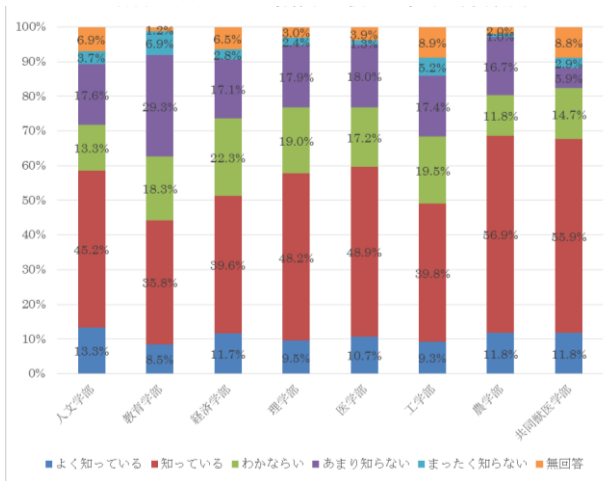


図1(b) 特許・デザイン・著作物に関わる仕事の既知 (学部別)

上記結果より、過去に知的財産に関する授業を受講した経験は 29.4%から 52.4%にとどまっていた。学修者の約半数は知的財産に関して授業を通じて学ぶ機会がなかったと示唆される。また、特許、デザイン及び著作物の知的財産に関わる職業の既知についても学修者にとって、身近なものとは言えないことが示唆される。これらの結果から、学修者にとって、授業を通じて学ぶ機会が少なく、知的財産が身近なことではないことが考えられる。

### 3. eラーニングを活用したカリキュラム開発

#### 3.1 カリキュラム開発

学修者の過去の知的財産に関する学習歴や知的財産に関する知名度などから、学習カリキュラムの開発には、学修者の学習準備状況及び学習内容の順序性、学習の発達段階、能力などを考慮する必要がある。本研究では学習歴を判断要素として学習カリキュラム開発を行った。学習カリキュラム概念を図2に示す。本取組では、社会で起きている知的財産に関わる事例を教材に、知的財産に関する法律や考え方を習得した後に、知的財産の意義や知的財産マネジメントの基本を学ぶこととした。

### 3.2 eラーニングの活用

授業時間の制約から、特に法的側面の要素はeラーニングに移行せざるを得ない。ここでは、高等教育での授業支援システムで利用事例の多い「Moodle」を活用して、学習カリキュラムの開発を行っている。Moodleは「コース」と呼ばれる単位に1つの科目を配置・設定し、毎回の授業のコンテンツ教材を載せることができる。さらに、テスト、ファイル提出、評点、共有データベース、アンケート等の機能を持ち、教授者と授業者とのインタラクティブな関係性を持つことが可能である。Moodleを活用することで、アクティブラーニング型学習を進める内容と反転学習などeラーニングを活用した知識習得支援を有機的に組み合わせた授業設計が可能になる。なお、本報告では、これに合わせホームページに配置したeラーニングの紹介も行う。

これらの学習支援システムで学習環境構築を行うことで、知識の定着とスキル形成を目指している。

### 4. まとめ

本稿では、対象者の知的財産に対する学習履歴等の分析を元にした知的財産教育の体系的学習カリキュラム構築を扱った。これに合わせて、学修者が知的財産を身近に感じることを目的とした、法的要素の学習カリキュラム開発、実務的要素の学習カリキュラム(アクティブラーニング型)とそれらの組み合わせ、および必然的に導かれるeラーニングの報告を行った。

#### 参考文献

- (1) 知財教育必修化 (アクセス日: 2015年6月13日). [http://www.yamaguchi-u.ac.jp/topics/2013/\\_2766.html](http://www.yamaguchi-u.ac.jp/topics/2013/_2766.html)
- (2) 教養教育科目 [http://www.kim-lab.info/aft2013\\_ipedu.pdf](http://www.kim-lab.info/aft2013_ipedu.pdf)
- (3) 内閣府, “知的財産推進計画 2013” (2013).
- (4) 日本知財学会知財教育分科会 (井口泰孝, 世良清, 松岡守, 村松浩幸, 籠原裕明, 本江哲行, 谷口牧子, 木村友久, 岡田広司, 片桐昌直), 「知財教育の現状と今後の動向」, パテント, Vol.64, No.14, pp8-18, (2011).
- (5) 日本知財学会知財教育分科会編集委員会, 知財教育の実践と理論, 白桃書房 (2013).



図2 知的財産の学習カリキュラム